

ぐるといふとおなじおこりまして、この六月、今月、最低賃金の遵守に関する集中的な周知広報を行つてまいりましたが、どうですか。

具体的には、政府広報による新聞広告の掲載あるはモバイル端末広告の実施、あるいは都道府県労働局における懸垂幕、あるいはリーフレットを10万部程度用意しまして配布する、あるいは公共交通機関におけるポスターの掲示、あるいは地方公共団体及び各業界団体に対する周知への協力依頼なども行つております。

引き続き、私どもとしては積極的な周知広報に取り組んでいきたいふうに思つております。

○福島委員 年々、労働組合の組織率といつのは低下してござります。まだ、雇用形態も多様化している。そういう中にありますて、労働者の方々の権利をどう守つて行くのか、これについては従来の取り組み以上に、個々の働く方々をどうやってエンパワーメントしていくか、こういったことが政府にとって非常に大事だというふうに思ひます。個別労使紛争についての解決のための制度の整備がなされてきておりますけれども、それもういう一環だろうと、うふうに思ひます。そういう意味で、こうした個々の労働者の方々をどういうふうにしてエンパワーメントを進めていくのかといふことに、引き続き政府の努力を促したい、そのように思ひます。

統いて、就業形態の多様化の一つの象徴といつてしまして、派遣労働者の増加など、うふうに思ひます。今回の最低賃金法の改正法案においては、派遣労働者に対する最低賃金の適用について、現在の取り扱い、また今回の改正の趣旨について、政府の見解をただしながら思ひます。

○青木政府参考人 派遣労働者につきましては、賃金の支払い責任が派遣元事業主でござりますので、労働者派遣法の施行時からずっと、派遣元の事業場の所在する地域や産業、これに適用される

最低賃金が適用されるということになりますと、この点でございます。

しかし、むろよな取扱いにつきましては、おいて産業別最低賃金が適用される、派遣元には産業別がないと、どうもつた場合に、派遣労働者は、派遣先の他の労働者と同じ場所で同じ使用者から指揮命令を受けて現に働いてるにもかわらず、派遣先の事業場の地域別最低賃金とか産業別最低賃金が適用されないと、たの問題が指摘されていましたところがござります。

派遣労働者については、既に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣元でありますので、これまでその規定をお願いしてくるといふことでいたものでございます。

○福島委員 この委員会でも、障害者の授産施設の工賃、賃金についてふるさと議論されておりました。

障害によりまして著しく労働能力の低い者や基

本的な認定職業訓練を受ける者に対する最低賃金

の適用については、現行法におきましては、都道府県労働局長の許可を受けた場合には適用除外、このようになされているわけでありますけれども、今回の改正法案におきましては、許可を受けたときに最低賃金を減額して適用する、うふうに

とに改められているわけであります。

このような取り扱いとした趣旨につきまして政府の見解をお聞きしたいと思ひます。

例えば、自閉症の方で、社会性、コミュニケーションについて、障害のある方でも、実際に働いておられる現場に伺いますと、大変作業能力が高じて

いますか、健常な方と比べて遜色なく仕事のできる方がおられることも事実でござります。「障害により著しく労働能力の低い者」に対して減額する、うふうになつてなるわけであります。

されども、個々の障害者の方々の状態の実態をよく見て適切に行うこと、これが重要なま

ならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用しなれば、適用外とすることになりますので、都道府県労働局の方が労働者保護に資するところといわれますので、適用除外に係る規定を廃止いたしま

すので、減額措置を講ずることができる面の規定を設けるわけであります。

減額につらては、その障害の程度が、その労働者を従事させよとする業務の遂行に直接支障を与えることが理由であり、その支障の程度が著し

い場合のみ許可することとしたしまして、またその場合には、労働者の労働能力に応じた減額の実態調査を実施して、個別に実地調査を行いまして、その労働者の労働能力等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行うこととしております。今後ともしっかりと運用をしてまいりたい

とふうやうに思ひます。

○福島委員 障害のある方でも、実際に働いておられる現場に伺いますと、大変作業能力が高じて、障害のある方でもしっかりと所得を得てありますか、健常な方と比べて遜色なく仕事のできる方がおられることもあります。うふう方向を田舎にして頑張つていただきたふうに私は思ひておなま

す。

ただ、個々の事例に応じて適切に判断するところが、それでまたその仕事をするに当たつてどれだけのバフォーマンスがあるのか、うふうに思ひます。

個々の事例に応じて適切に判断するところが、必要だと私は思ひますけれども、うふうな考え方には基づいてこのような方々の減額を行っていく必要があります。

○青木政府参考人 改正法案におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化する観点から、地域別最低賃金につきましては、すべての労働者の賃金の最低限を保障するものとして、行政機関に決定を義務づけるところになりました。これにつきましては、障害により著しく労働能力が低い労働者に限り一般労働者に適用されるのが、この点につけて政府の見解をお聞きいたし

○石崎委員

次に、最低賃金法改正法案について質問させていただきます。民主党の案をホームページで拝見させていただきましたと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を目指すところを主張されているようになります。

これまでの審議でもいろいろと委員から御指摘がありましたが、民主党の案をホームページで拝見させていただきましたと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を目指すところを主張されているようになります。

これまでの審議でもいろいろと委員から御指摘がありましたが、民主党の案をホームページで拝見させていただきましたと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を目指すところを主張されているようになります。

これまでの審議でもいろいろと委員から御指摘がありましたが、民主党の案をホームページで拝見させていただきましたと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を目指すところを主張されているようになります。

これまでの審議でもいろいろと委員から御指摘ありまし

たとおりましたとおり、最低賃金の水準が生活保護より低くどうような実態は、働く意欲を阻害して問題であるところには当然のことであり、今回の改正は当然の改正だと考えておりますけれども、一方で、地域別最低賃金につきましては、地域の経済水準、通常の事業の賃金支払い能力とかけ離れた水準とすることは、中小企業の経営の実情を踏まえれば、これまた非現実的だというふうに考えざるを得ません。

景気回復基調と言われてありますけれども、私の地元北海道を含めて、地方においては、残念ながら、経済情勢、雇用情勢、まだまだ厳しいところが多いのが実態でございます。このような状況の中で、先ほどの民主党案のような、全国最低賃金導入という主張、あるいは地域別最低賃金の水準を千円といった水準に大幅に引き上げるべきだった主張について、これは地方の実情や個々の中小企業の経営実態に合はないのではないかといひふうに思いますが、見解をお伺いします。

○櫻澤国務大臣 最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するという、いわばセーフティネットとしての意義を賃金において有するものだというふうに位置づけることができようかと思います。

今度の賃金でござりますけれども、まず、最低賃金の改正において、いわば地域別の最低賃金といふのはあまねく全国各地について決定されなければならぬことについて、今まで、事実上は、地域別最低賃金は全国あまねく決められていましたけれども、今度はそれが法律上義務化されまして、例外は許されないとこうような法制にさせていただいていることになります。

そういう位置づけも変わつてゐるわけではな

りますが、その中で、私どもいたしましては、こ

の最低賃金の水準といふものは、地域によって、

物価水準等に差があつまして、それを受けた現実の生計費も異なるということが実態であると考えております。その意味合いで、最低限度の賃金の水準についても地域によって差があるものというふうに考へておられます。このため、全国一律に最低賃金を決めるところことは、経済、生活の実態等から見てこれは適当でないと考えておられます。やはり各地域の実情に応じて、それに決定されるべきものであるといつるつて考へることであります。

地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、現状六百七十三円という水準を考えますと、こればかりにも急激に大幅な引き上げをねらうと

いうことになるわけではございません。このことによつては、今委員の御指摘のように、中小企業を中心として、労働コスト増によつて事業経営が圧迫されて、かえつて雇用が失われる、そういう悪影響が出るということも懸念されるわけあります。

私どもは、この地域別最低賃金といふものを、それぞの地域の実情に応じて、いわば地域それ

ぞの最低賃金審議会におきまして実情に応じて決めていただくのが現実的である、また労働者の保護に結びつくやえんだ、このように考へていらるわけでございます。

○石崎委員 もちろん、最低賃金は、それは高ければ高いほどいい、賃金も高ければ高いほどいい。でも、それは、経済実態と整合性がとれていないければ、経済の方が、会社の方がつぶれてしまふ、そういうことで、大臣も、非現実的という御

答弁がございました。

今回、民主党さんの参院選公約を見せてお

りますと、最低賃金の千円といふ話が今出ましたけれども、基礎年金も財源は税方式で、消費税を上げないで、全額税方式。これは、消費税に換算手当、月二万六千円、中学卒業まで、これも六光

円くらいの財源が必要だということでありますか

ら、その財源をどこから確保するのかといふところが甚だ不可思議な選挙公約ではないかといつう思ひます。

やういう意味で、この最低賃金の適切な引き上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも適切な引き上げが必要であるといつぶうだと思います。中小企業等の経営の実態を考慮しつつ最低賃金を引き上げていくところが大事だといふふうに思います。

政府において、成長力底上げ戦略というもので、中小企業等の経営の実態を考慮した上で、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策を取り組まれているところを考えることであります。

○青木政府参考人 ことしの一月にございました

した成長力底上げ戦略(基本構想)では、「成長力底上げ戦略推進由会議において、生産性の向

上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について御説明願います。

○青木政府参考人 ことしの一月にございました

した成長力底上げ戦略(基本構想)では、「成長力

底上げ戦略推進由会議において、生産性の向

上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について御説明願います。

○青木政府参考人 ことしの二月にございました

した成長力底上げ戦略(基本構想)では、「成長力

底上げ戦略推進由会議において、生産性の向

上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について御説明願います。

一・四六でございます。このうち、ハイヤー、タクシー事業に対しまして定期監査を実施した件数とあるのが千三百九十五件ござります。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三%でございました。

これらの監査指導につきましては、労働基準法

第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。

そこで、タイムカードなど客観的な資料を精査いたしました。

これらは、関係者から事情聴取をする、そつとうに聞いておりますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも

あります。

上記

とあるのが千三百九十五件ござります。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三%でございました。

これらの監査指導につきましては、労働基準法

第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動

車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。

そこで、タイムカードなど客観的な資料を精査いたしました。

これらは、関係者から事情聴取をする、そつとうに聞いておりますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも

あります。

上記

とあるのが千三百九十五件ござります。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三%でございました。

これらの監査指導につきましては、労働基準法

第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動

車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。

そこで、タイムカードなど客観的な資料を精査いたしました。

これらは、関係者から事情聴取をする、そつとうに聞いておりますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも

あります。

上記

とあるのが千三百九十五件ござります。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三%でございました。

これらの監査指導につきましては、労働基準法

第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動

車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。

そこで、タイムカードなど客観的な資料を精査いたしました。

これらは、関係者から事情聴取をする、そつとうに聞いておりますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも

あります。

上記

とあるのが千三百九十五件ござります。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三%でございました。

これらの監査指導につきましては、労働基準法

第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動

車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。

そこで、タイムカードなど客観的な資料を精査いたしました。

これらは、関係者から事情聴取をする、そつとうに聞いておりますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも

あります。

上記

とあるのが千三百九十五件ござります。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三%でございました。

これらの監査指導につきましては、労働基準法

第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動

車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。

そこで、タイムカードなど客観的な資料を精査いたしました。

これらは、関係者から事情聴取をする、そつとうに聞いておりますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方につけておられますけれども、この成長力底

ところが私は思います。

ですから、今回の最低賃金法の改正ところのは、私はやるべきだ、当然やるべきだところが思いますが、業界、業種によっては、そのことばかりと守つておけるだけの、そういう業界の実態になら。特に、運輸系の規制緩和の影響をもろに受けているタクシー、トラック、という業態については、最低賃法を遵守したかと思ってもなかなか遵守できない、あるいは現場の運転手さんの待遇といふものがありますます劣化している実態にある、そういうことが現実ではないかとういうふうに思つておられます。

そういうふた意味でも、そもそもこの政策の整合性、一方で最低賃金を見直しますよ、上げますよ、特に生活保護との整合性をとるために、私の地元の北海道でも、その乖離がある、それを上げる、それはもう当然の政策でありますけれども、一方で、そういう最賃も守れないような経営実態にある、労働環境にあるという、そつちの規制緩和政策はそのまま競争原理で続けていきますよということ、國の政策として整合性がとれるのかどうかといふことについて私は甚だ疑問に思つております。

今、タクシーの業界でも、緊急調整措置というのを秋までに検討しようこうもうなことを考えておられるようありますけれども、やはり、そも、その根柢この規制緩和政策といふのを考え直さない限り、厚生労働省が打ち出している最低法の改正といふことと整合性がとれない、あるいは全部しづせが会社や労働者に及ぶ、そういうことではないかといふつて思つております。

きょうは国土交通省も来ていただきておりますけれども、ハイタク業界を指導する立場から、この規制緩和政策の根幹についてどう考えておるのか、あることはこの最低法改正との整合性をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○耕野政府参考人 規制緩和に関しては、確かに増車がございますので、待ち時間の

ところがどうかと思いますが、あることは観光タクシーとか、多様な運賃とか、そういういろいろ、一定の効果も出ていると思います。

ただ、今委員御指摘のように、他方では、例えば事故が起りますとか、賃金が下がりますとか、苦情が多いとか、いろいろな、そういうマイナス面もあるところとは認識しております。国土交通省といいたしましては、規制緩和につきましては、これをやめてしまつてどうわけじやないか、規制緩和の成果といつもの生かしながら、今申し上げたマイナス面をいかに減らしていくかという観点から対応してまいりたいというのを基本でござります。一つは監査とか処分とか、いわゆる社会的な規制と言われているものを充実してなく、厚労省などともタイアップしながら、緊密に連絡をとつてやっていきたいと思っていま

す。

また、タクシーにつきましては、町で出会い頭につかまえるところが基本でござりますけれども、いわゆる選ばれる、よいタクシーが選ばれて、悪いタクシーが選ばれないところが、の、選ばれるタクシーといふのをつくつて、どういう基盤整備をしていきたいと思っております。

○石崎岳議員 時間になりました。

我が国にとって、働く人たちにとって、本当に美しい国になるように、この労働三法、しっかりと魂が入るような改正を心から希望します。

○耕野政府参考人 道路運送法で、規制緩和をしましたときに、緊急調整措置という、一時的に増車をとめるという措置を導入いたしています。そのときの、規制緩和の中に盛り込まれた措置でございましたけれども、特例的、例外的な措置でございます。この発動について少し議論をしてみようということで、内部で議論を始めさせていただないでいます。その議論の推移を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

○石崎岳議員 時間になりました。

我が国にとって、働く人たちにとって、本当に美しい国になるように、この労働三法、しっかりと魂が入るような改正を心から希望します。



に導いておきたい、せひそれを実現したい、いつ  
かうことを考えておるわけであります。

そういうことを可能にするものは何かといえ  
ば、これは具体的には中小企業を中心とするわけ  
ですけれども、やはり生産性の向上とこうのが  
なければ、これはなかなか実現できない、こうい  
う考え方があるわけでございまして、そういう中  
長期的な観点から、今委員が内閣府の政府参考人  
等と御議論をいただきましたように、成長力底上  
げ戦略推進ということを新しい政策として打ち出  
しているわけでもあります。そういう戦略の推進  
を、具体的には円卓会議とこうのものを組み立てま  
して、それに政府使の代表にも加わってもらつ  
て、その中長期的な生産性向上を踏まえた最低賃  
金の引き上げの方針について合意をしてもらう、  
こうなつことで、この円卓会議を運営させていた  
だいているわけでございます。

その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引  
き上げに関して、これは今、下請の代金について  
産業政策の面から非常に積極的な取り組みを経産  
省がしてくださる、こうの答弁があつたわけで  
すけれども、そつこった産業政策と私どもの雇用  
政策とが一体となりてこれを実現していく、こう  
いう政策展開を考えているわけでございまして、  
この中長期的な生産性に見合った最低賃金とこう  
ものがそういう取り組みの成果として実現され  
る、こうなつことを期待いたしておるところとこ  
ろでございます。

○相原久美子君

今、構造改革の結果、人が当たり前に暮らすことが難しくなってきています。

昨年、NHKで放映され大きな反響を呼んだ番組の単行本が「ワーキングプア 日本を蝕む病」として発刊され、版を重ねています。格差社会の象徴ともいいうべきワーキングプアとは、怠けているから貧しいのではなく、懸命に働き続けても生活保護水準以下の収入しか得られない人々です。ワーキングプアから抜け出せば路上生活を続ける若者たち、景気回復から取り残された中小の商店主や農家人、睡眠時間削つて二つの仕事をこなすシングルマザー、年金だけでは暮らしていけず、空き缶拾いで日々を送るお年寄り夫婦などが取材班の目を通してレポートされています。

そこで、これらの国民の不安の声の中から何点かについて現状認識と今後の対応をお伺いしたいと思います。

第一は、生計費である賃金の下支えを行う最低賃金制度についてです。憲法第二十五条に保障されている健康で文化的生活を営むための根幹の部分であるとしてお聞きください。

八月に中央最低賃金審議会が答申した今年度の上げ幅目安は全国平均で十四円です。これでいくと、時給六百八十七円程度、従来に比べれば引上げ幅は上がっているというものの、一ヶ月、所定内時間どおり働いても十二万円ほどだしかなりません。そして、このような状況で働いている労働者の多くは短期雇用を繰り返す派遣や臨時であったりと、時間給以外に諸手当が出ない交通費すら出ないことが多いことを御存じでしょうか。年收わずか二百万円に満たないのです。総理は、これで安心して憲法で保障された生活ができるとお考えでしょう

か。御認識を伺います。

○内閣総理大臣（福田康夫君）

次に、最低賃金の水準でございますが、継続審議となつてある最低賃金法改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとしてより適切に機能するよう、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮して水準を決定することを明確にしたところでございまして、早期に法案を成立させていただきたいと考えております。また、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中長期的な引上げ方針につきまして政労使の合意形成を図ることにより、最低賃金の引上げの環境整備を進めてまいります。

○福島みづほ君

社民党は、これまでも安定した雇用こそ安心できる生活の基本であると主張をしてきました。労働者派遣法を規制する方向で改正し、製造業については派遣を認めない、また登録型派遣を見直すべきと考えますが、いかがですか。また、最低賃金についても暮らせる賃金にするためにも、経過措置をとり、中小企業へ配慮しながらも時給千円以上を実現すべきと考えますか、いかがですか。

○内閣総理大臣（福田康夫君）

最低賃金の引上げについてお尋ねがございました。

最低賃金については、今年度は例年を上回る引上げが実現したことになりますが、継続審議となつて、この改正法案については、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮して水準を設定することを明確にしたところであります。早期に成立させていただきたいと考えております。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中小企業等の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について、政労連の合意形成を図ることにより、最低賃金の引上げの環境整備を進めまいります。なお、御指摘のような水準に最低賃金を大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として事業経営が圧迫される結果、がえりで雇用が失われるおそれが大きいとも考えます。

○古屋(範)議員 次に、最低賃金法改正案についてお伺いをいたします。

我が国の通常国会では、政府が提出をいたしました最低賃金法改正案について議論が行われたといふござります。私としても、この政府提案案につきまして、三十九年ぶりとなる抜本的な改正である、働く人々のセーフティーネットとして十分に機能し、所得格差の是正に資することができるなどを期待しているといふござります。前任の柳澤大臣からも、最低賃金の引き上げに取り組む強い御答弁もいただいております。

改正法案につきましては、現在こうして審議が行われておりますが、今年度の最低賃金額の改定につきまして、昨年の時給平均五円だったものが十四円という例年を上回る引き上げが実現したものと考えております。今後もこの最低賃金の引き上げに取り組まれる大臣の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○舛添国務大臣 今委員がおっしゃいましたように、まさにセーフティーネット、安全網としてこの最低賃金がある。そして、としほ、前年の五円に比べて十四円上がった。

私は、経団連とも連合とも常に議論をし、常に意見を交換しております。政労使一体となつて経済成長を図りながら、その果実をきちんと働く人たちに与える。それは当然の権利である、そういう思いで、長期的な戦略も持つて政労使の対話を進めているところでございますので、ぜひ改正案を実現させていただきたい。本当に働く人たちにとって安心できる日本の国へへりをしたい。福田内閣のスローガンは希望と安心でございます。

○古屋(範)議員 大臣の御決意を伺うことができました。やはりこうした成長の果実が、大企業から中小へ、そしてそれが一人一人の働く方々へ、トライクルダウン、行き渡つていくことを私も望むことになります。